

令和3年 5 月 28 日

保護者の皆様へ

台東区教育委員会 児童保育課

保育利用の実施停止について(令和3年6月分)

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」が延長される予定のため、令和3年6月についても、保育利用の実施停止の要件を一部緩和します。「保育利用の実施停止」は年度内に月単位で2か月を限度としていますが、令和3年5月及び6月分の停止は、限度の2か月に含まないこととします。

※「保育の実施停止」とは、長期間保育所をお休みされる場合、事前に申請することによって、退園とはならず、また、その月の保育料が免除となる制度です。(年度内に月単位で2か月が限度。)

○令和3年6月分の申請方法(6月1日以降、1日も登園しない場合)

・令和3年6月15日(火)までに、「保育利用の実施停止申請書」を①区役所児童保育課、または、②在園している保育所にご提出ください。

①区役所に提出する場合

(1)郵送の場合は15日(必着)までに下記郵送先にお送りください。

郵送先:〒110-8615

台東区東上野4-5-6 台東区役所 児童保育課 保育相談係宛

(2)ご持参される場合は、15日17時までには区役所児童保育課(6階)に提出ください。

※いずれの場合も、必ず、保育所にも登園しない旨を連絡してください。

②在園している保育所に提出する場合は、必ず14日までに児童保育課にも電話でご連絡ください。

・期日までに連絡等が無い場合は、保育料の免除が受けられません。

○その他

・保育利用の停止後、申請の取り下げをすることで、再度、登園することが可能です。

(この場合は1ヶ月分の保育料がかかります)。

・副食費(3~5歳児)についても、上記免除の対象となります。

・保育時間の変更(標準・短時間)や延長保育の辞退は、前月中までの届出が必要です。遡っての変更等はできません。

・通常2か月を越えて登園できない場合は退園となりますが、5月及び6月を停止したことにより、2か月を越えて登園できない場合は退園とはなりません。

・停止の申請用紙は、保育所・区役所児童保育課のほか、台東区ホームページにあります。

【問合せ先】

児童保育課 保育相談係 (03-5246-1234)